

避難行動要支援者名簿登録制度

町では、災害時に自力で避難することが困難な方を対象に、ご本人などの申請により避難行動要支援者名簿を作成し、支援活動が円滑に行えるように関係機関（民生委員・消防署・警察署・社会福祉協議会・自治会などの行政区）と情報を共有しています。いざという時のためにもぜひ登録しましょう。

登録の対象者

- ・介護保険の認定を受けている方（要介護3～5）
- ・身体障害者手帳を持っている方（1級、2級）
- ・療育手帳を持っている方
- ・精神保健福祉手帳を持っている方
- ・65歳以上の一人暮らし高齢者のうち登録を希望する方
- ・その他、支援を必要とする方

登録の方法

避難行動要支援者名簿への登録を希望する方は、避難行動要支援者登録名簿申請書を役場福祉課、または各地区の民生委員を通じて提出してください。

登録の内容

避難行動要支援者名簿には、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、緊急連絡先、身体状況、避難を支援して下さる方（避難支援者）の情報などを登録します。

登録の抹消

避難行動要支援者への登録者が次のいずれかに該当する場合は、避難行動要支援者登録名簿抹消申請書を役場福祉課に提出してください。

- ・登録者が町外に転出したとき
- ・登録者が削除を希望したとき
- ・登録者が死亡したとき

問い合わせ

福祉課 福祉係
☎68・2211（内線122）

マイナンバー（個人番号）カード休日交付窓口を開設します

仕事や学校などで、平日にマイナンバーカードを受け取ることが困難な方のため、役場1階住民課において休日窓口を開設します。

平日にカードの受け取りが難しい方は、ぜひ休日窓口をご利用ください。マイナンバーカードの交付準備が完了した方へ、役場から順次「交付通知書（はがき）」をお届けしています。左記の内容を確認しご来庁ください。

開設日時

午前8時30分～正午
6月22日(日)、29日(日)
7月13日(日)、27日(日)

※右記以降の日程については広報とねおよび町公式ホームページでお知らせします。

※緊急的なメンテナンスや混雑状況により日程が変更になる場合がありますので、お越しの際は最新の情報をご確認ください。

※その他の日曜日および土曜日、祝祭日は受け取ることはできません。

対応業務

- ・マイナンバーカードの交付
- ・マイナンバーカード継続利用（転入手続きが完了している方で、継続利用をしていない方）
- ・マイナンバーカード券面更新（転居や氏名の変更など手続きが完了している方で、券面更新をしていない方）

- ・電子証明書の発行および更新
- ・マイナンバーカードのロック解除
- ・マイナンバーカードの一時利用停止解除

・マイナンバーカードの暗証番号変更

交付場所

役場1階 住民課

必要書類

○交付通知書（はがき）
※交付通知書（はがき）が届いていない方は、手続きができませんので交付通知書（はがき）がお手元に届くまでお待ちください。

○本人確認書類 A を1点

A 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、運転経歴書（平成24年4月1日以降交付のものに限る）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（写真付きに限る）、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護（ひご）許可書、仮滞在許可書など

A の書類をご用意できない場合は B を2点

B 健康保険証（資格確認書）、年金手帳、医療受給者証（マル福受給者証）、介護保険被保険者証、母子健康手帳（乳幼児）

B を2点をご用意できない場合は B より1点とCより1点

産後のお母さんと赤ちゃんをサポートします

令和7年度より産後ケア事業が利用しやすくなります

産後ケアとは

出産後、退院してからのお母さんと赤ちゃんを対象に、医療機関などにて日帰りや宿泊で助産師などからの指導が受けられるサービスです。

利用できる方

町に住所を有する産後12カ月未満のお母さんと赤ちゃんで、左記の理由に該当する方。

- ・産後、家族などから家事・育児の援助が受けられない方
- ・産後の生活や子育てに心配がある方

利用の内容

日帰りまたは宿泊にて左記の支援が受けられます。

- ・お母さんと赤ちゃんの健康状態のチェック
- ・育児のサポート（授乳や沐浴指導）
- ・育児に関する相談
- ・乳房ケア

利用施設

- ・龍ヶ崎済生会病院
- ・かんの産婦人科クリニック
- ・J・Aとりで総合医療センター
- ・お産の森 いのちのもり 産婦人科 篠崎医院（令和7年度より追加）

※令和7年度より、自己負担額が半額以下に減額となります。

※非課税世帯の方の利用料は無料
※生活保護世帯の方は、自己負担金が減額されますので、役場子育て支援

C 社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳（キャッシュカード）、診察券など

注意事項

※窓口の混雑が予想されます。交付手続きには一定の時間を要し、登録機械の台数も限られていますので、窓口で番号札を取った先着順での案内になります。

※通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）・マイナンバーカード（作成して10年目の方のみ）は来庁していただいた際に回収となります。

※マイナンバーカードの交付は必ずご本人がお越しください。

※15歳未満の方、成年被後見人の方には法定代理人が同行してください。（法定代理人にも本人確認書類が必要です。）

※休日は申請を受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ

住民課 窓口係
☎68・2211（内線162）



令和8年4月1日採用 利根町職員を募集します！！

募集区分	予定人員	受験資格など
一般職 （一般事務）	4名程度	平成11年4月2日以降に生まれた方で、高等学校、短期大学、または4年制大学を卒業した方（卒業見込みの方）

※地方公務員法第16条（欠格事項）に該当する方は受験できません。

試験概要

- ▶第1次試験 書類審査（履歴書・エントリーシート）
※第2次試験・第3次試験については、合格者に別途通知します。
- ▶給与（基本給）一般職 高校卒 18万8,000円・短大卒 20万4,400円・大卒 22万円
※学校卒業後一定の経験年数がある方は、上記金額（令和7年4月1日現在）に一定額が加算されます。（その他各種手当あり）
- ▶申込方法 6月23日（月）から総務課人事給与係で申込書類の配布または、町公式ホームページに掲載しますので、必要事項を記入のうえご提出ください。
※郵送請求も可。詳細は、事前にお問い合わせください。
- ▶申込期間 7月1日（火）～8月1日（金） 8：30～17：15（土・日曜日、祝日を除く）
※郵送の申し込みの場合、8月1日（金）必着
- ▶問い合わせ先 総務課 人事給与係 ☎68－2211（内線315）
※詳細は、6月中旬以降、町公式ホームページに掲載を予定しています。

種別	時間	料金	自己負担金	利用回数
日帰り型	10：00～17：00	27,500円程度 （昼食付き）	1日1,000円	お一人 5日まで
宿泊型	10：00～翌朝10：00	55,000円程度 （3食付き）	1泊2,500円	

利用時間と料金

課にお問い合わせください。

※お子さんが4カ月以上の場合や兄弟が宿泊する場合は、別途料金が必要になる場合がありますのでご了承ください。

利用の申し込み

利用の3日前までに、子育て支援課母子保健係へお申し込みください。

問い合わせ

子育て支援課 母子健康係
☎68・2211（内線146）